

平成27年2月24日  
事務局長決定

## 東京都福祉サービス第三者評価マスコットキャラクター等の関係機関使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、東京都における福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）の普及を目的に、東京都福祉サービス評価推進機構（以下「推進機構」という。）が定めたマスコットキャラクター等の使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、マスコットキャラクター等とは、以下の各号に掲げるものをいう。

- (1) デザインは亀をモチーフとし、名称を「ひょうカメ」とする推進機構が定めたもの
- (2) 上記「ひょうカメ」のデザイン等イラスト、立体物又はこれらに準ずるもの
- (3) 上記「ひょうカメ」のデザイン等イラストの画像データ又はこれに準ずるもの

### (使用範囲)

第3条 マスコットキャラクター等は、次のいずれかに該当する場合に使用することができる。

- (1) 国、地方公共団体等が使用する場合
- (2) 推進機構認証評価機関が、第三者評価の実施において活用する調査票、連絡用封筒、フィードバックレポートに使用する場合

### (画像データの使用制限)

第4条 画像データの提供を受けた者は、画像データの加工をしてはならない。また、画像データを第三者に使用させてはならない。

### (使用料)

第5条 マスコットキャラクター等の著作権使用料は無償とする。

(使用の申込み及び許諾)

第6条 マスコットキャラクター等の使用を希望する者は、「ひょうカメ」デザイン等使用申込書(別記第1号様式)に必要事項を記入の上、推進機構に提出し、その許諾を得るものとする。

2 推進機構は前項の規定により提出があった「使用申込書」に対し、当該申込書の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 推進機構は、「ひょうカメ」デザイン等使用許諾通知書(別記第2号様式)により、使用を許諾する。

なお、申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合、マスコットキャラクター等の使用を許諾しない。

(1) 東京都福祉サービス第三者評価制度の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき

(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき

(3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき

(4) 「ひょうカメ」を販売目的の物品及び販売目的以外の景品等(第3条第2項に掲げるものを除く)に使用するとき

(5) 「ひょうカメ」のイメージを損なうおそれのあるとき

(6) 自己のシンボルマーク又は商標として使用するとき

(7) その他、推進機構が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき

4 推進機構は、デザイン等の使用を許諾しないときは、「ひょうカメ」デザイン等使用不許諾通知書(別記第3号様式)により、申込者に通知する。

(使用期間)

第7条 マスコットキャラクター等の使用期間は、原則として使用を許諾する起算日から1年間以内とし、申込年度の末日を使用期間の終了日とする。

2 前項の使用期間満了日の翌日を越えて、引き続きマスコットキャラクター等の使用を希望する者は、改めて前条により申込みを行い、使用許諾を得るものとする。

附 則

本要領は平成27年2月24日から施行する。

別記第1号様式（第6条第1項）

「ひょうカメ」デザイン等使用申込書

平成 年 月 日

東京都福祉サービス評価推進機構  
福祉情報部長 宛

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

㊟

東京都福祉サービス第三者評価マスコットキャラクター「ひょうカメ」のデザイン等を使用したいため、下記のとおり申請します。

記

<使用内容>

使用対象物品等	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

<連絡先>

担当者名	
電話番号	

<使用対象物品等サンプル>

別添のとおり

別記第2号様式（第7条第2項）

「ひょうカメ」デザイン等使用許諾通知書

財情報第 号  
年 月 日

様

東京都福祉サービス評価推進機構  
公益財団法人東京都福祉保健財団  
福祉情報部長  
（印章省略）

年 月 日付で申請のあった、東京都福祉サービス第三者評価マスコットキャラクター「ひょうカメ」のデザイン等の使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	
使用対象物品等	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	

別記第3号様式（第7条第3項）

「ひょうカメ」デザイン等使用不許諾通知書

財情報第 号  
年 月 日

様

東京都福祉サービス評価推進機構  
公益財団法人東京都福祉保健財団  
福祉情報部長  
（印章省略）

年 月 日付で申請のあった、東京都福祉サービス第三者評価マスコットキャラクター「ひょうカメ」のデザイン等の使用については、下記の理由により不許諾とします。

記

対象物品等	
(理由)	